# 平成29年度 真庭市立月田小学校 いじめ防止基本方針

平成27年4月 改訂 平成29年3月改訂

### いじめに関する現状と課題

・平成28年度における本校のいじめの認知件数は3件であった。経年的には認知件数0の年も多くあったが、積極的な認知を行う方針もあり件数 一大がなったという。 は増加した。しかし、全体的には落ち着いた学校生活が送れており、いじるか未然防止の取組はもちろんのこと、軽微な事業でも情報共有し、積極 的に認知を行い継続的に指導・経過観察を行っていく体制を作っている。より強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横 断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、組織的に適切な対応することの意義などについて、教職員の研修を充実させていくこと も必要である。

# いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、危機管理委員会には、校長・教頭・教務・生徒指導主事・必要に応じて担任が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のインターネット利用実態等を踏まえ、校内研修や保護者対象の講演会を 実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学 校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、遊び調査、生活アンケート、教育相談週間を一連の流れとして実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。また、Q-Uテストを活用し、落ち着いた学級作りに努める。

### <重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- 「人権週間」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネット等利用実態を踏まえ、児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

### 学 保護者・地域との連携 関係機関等との連携 校 <連携の内容> <連携機関名> 機 管 理 委 員 会 危 学校の基本方針を月田奨学会総 • 直庭市教育委員会 会や入学説明会等で説明し、学校 <学校側の窓口> のいじめ問題への取組について保 ·教頭、生徒指導主事 <対策委員会の役割> 護者の理解を得るとともに、学年懇 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生した 談会で生活アンケート、チャレンジ カードについて保護者と意見交換 いじめ事案への対応 や協議の場を設定し、取組の改善 <対策委員会の開催時期> ・月1回の定例会及び必要に応じて随時開催 ・学校評議員やボランティアの協力 を得て、児童の学校外での生活に <対策委員会の内容の教職員への伝達> 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場 <連携機関名> 関する見守りや情報提供の依頼を 行い、いじめの早期発見に努める。・インターネット上のいじめの問題 合は朝礼等で伝達。 • 真庭警察署 <構成メンバー> <連携の内容> やスマートフォン等の正しい使い方 •校外 非行防止教室の実施 等についての啓発のための月田奨 学校評議員、奨学会会長 等 ・定期的な情報交換, 連絡会議の 学会対象の研修会を実施する。 •校内 ・学校便りで、いじめ問題等の各種 相談窓口や学校の教育相談窓口 <学校側の窓口> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任 等 · 教頭、生徒指導主事 等の紹介を掲載し活用を促す。 全 教 職 員

### 尝 校 宯 が 施 ょ る ĦΔ 組

## (教員研修)

1

早

魽

見.

- 教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、SNS児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
- (児童の活動)
  - 児童がいじめ防止の意識を高めるための取組(ポスター・川柳・あいさつ運動等)を進める。
- (居場所づくり) め
  - 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- മ
- (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情 防 報モラルに関する授業を、高学年を中心に計画的に行う。 止

・児童の実態把握のためのアンケート(遊び調査・生活アンケート調査を学期ごと)を実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、QーUテストの結果をもとに、個人の様子を把握し必要に応じて相談体制をもって対応す (2)

# (相談体制の確立)

・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整え

### (情報共有) 発

- 児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発)
- 積極的ないじめの認知につながるよう、学校便りや学級便りに、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを掲載することで、家庭にお けるいじめへの対応に関する啓発を行う。

## (いじめの有無の確認)

- 3 ・いじめの可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
  - (いじめへの組織的対応の検討)
  - ・いじめへの組織的な対応を検討するため、危機管理委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援) ľ め
  - ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を
- **ഗ** (いじめた児童への指導)
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことが 対 셌 できるよう指導を行う。